

○熱海市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年3月31日

告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

（平27告示31・平28告示37・一部改正）

(定義)

第2条 この要綱において「小児慢性特定疾病児童等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等のうち、同法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けた者であって、熱海市内に住所を有するものをいう。

（平28告示37・追加）

(用具の種目及び性能等)

第3条 給付の対象となる用具は、別表第1種目の欄に掲げる用具とし、当該用具の性能等は同表性能等の欄に掲げる要件を満たしたものとする。

（平28告示37・旧第2条線下・一部改正）

(給付の対象者)

第4条 給付の対象者は、別表第1種目の欄に掲げる用具ごとに同表対象者の欄に掲げる対象者の状態に該当する小児慢性特定疾病児童等のうち次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 児童福祉法の規定による施策（小児慢性特定疾病に係る施策を除く。）の対象となっていないこと。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による施策の対象となっていないこと。

（平28告示37・追加）

(給付の申請)

第5条 用具の給付を受けようとする前条に規定する対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（様式第1号）に静岡県から交付された小児慢性特定疾病医療受給者証の写し及び対象者の世帯全員の前年分の

所得税又は当該年度分の市町村民税の課税額を証明する書類（生活保護を受けている人の場合にあつては、その旨についての福祉事務所長の証明書）を添えて、市長に提出しなければならない。

（平27告示31・一部改正、平28告示37・旧第3条繰下・一部改正、平28告示82・一部改正）

（給付の決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査の上、用具の給付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、用具を給付することを決定したときは、申請者に対し、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（様式第2号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

（平27告示31・一部改正、平28告示37・旧第4条繰下・一部改正）

（用具の給付）

第7条 前条の規定により用具の給付決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、市が指定する用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）から用具の給付を受けるものとする。

2 市長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの内容等を十分勘案の上、決定するものとする。

（平28告示37・旧第5条繰下）

（費用の負担及び支払）

第8条 給付決定者は、用具の給付を受けたときは、業者に対し給付券を添えて、当該用具の給付に要する費用の全部又は一部を直接支払わなければならない。

2 前項の規定による受給者が支払うべき額は、別表第1種目の欄に掲げる用具ごとに同表基準額の欄に掲げる額（以下「基準額」という。）を上限に、別表第2に定める費用負担基準により算定された額とする。ただし、当該用具の給付に要する費用が基準額を超える場合は、給付決定者がその超える額を業者に支払わなければならない。

（平28告示37・旧第6条繰下・一部改正）

（費用の請求）

第9条 第7条第1項に規定する用具を給付した業者は、当該給付に要した費用を請求し

ようとするときは、前条の規定により給付決定者が直接支払った額を減じた額（以下「公費負担額」という。）を市長に対し請求しなければならない。

2 業者は、前項の請求をするに当たっては、給付券を添付しなければならない。

（平 2 8 告示 3 7 ・旧第 7 条繰下 ・一部改正）

（用具の管理）

第 1 0 条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、用具の給付を受けた者が前項の規定に違反した場合には、当該給付に要した公費負担額の全部又は一部を返還させることができる。

（平 2 8 告示 3 7 ・旧第 8 条繰下 ・一部改正）

（給付台帳の整備）

第 1 1 条 市長は、用具の給付の状況を明らかにするため、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳（様式第 3 号）を整備するものとする。

（平 2 7 告示 3 1 ・一部改正、平 2 8 告示 3 7 ・旧第 9 条繰下 ・一部改正）

（委任）

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（平 2 8 告示 3 7 ・旧第 1 0 条繰下）

附 則

この告示は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年告示第 3 1 号）

この告示は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年告示第 1 9 号）抄

1 この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この告示の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの告示の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 2 8 年告示第 3 7 号）

この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

（平 2 8 告示 3 7 ・全改）

種目	対象者	性能等	基準額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	4, 810円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	<sup>じょくそう</sup> 褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	2万1, 170円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	16万3, 300円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	16万6, 320円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。  (1) 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの  (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	6万4, 800円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	9万7, 200円
特殊尿器	自力で排尿できな	尿が自動的に吸引されるもので、	7万2, 360円

	い者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	1万6,200円
車いす（電動以外の場合）	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの	7万6,030円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	1万3,130円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	6万910円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	2万1,600円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	4万820円
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	3万8,880円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	17万100円
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	11万1,460円
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱 <sup>ぼうこう</sup> を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	14万6,450円

人工鼻	人工呼吸器の装着 又は気管切開が必 要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介 助者が容易に使用し得るもの	12万6,360円
-----	-----------------------------	---------------------------------	-----------

別表第2（第8条関係）

（平28告示37・追加）

階層区 分	世帯の階層（細）区分	利用者負担基準月 額	利用者負担基準 加算月額	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号） による被保護世帯（単給世帯を含む。）及 び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並 びに永住帰国した中国残留邦人等及び特 定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）による支援給付受給世 帯	0円	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課 税世帯	1,100円	110円	
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町 村民税均等割のみ課税世帯	2,250円	230円	
C2	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町 村民税所得割課税世帯	2,900円	290円	
D1	A階層及びB	2,400円以下	3,450円	350円
D2	階層を除き 前年分の所 得税課税世 帯であって、	2,401円以上4,800 円以下	3,800円	380円
D3	その所得税 の額の区分 が次の区分 に該当する	4,801円以上8,400 円以下	4,250円	430円
D4		8,401円以上1万2,0 00円以下	4,700円	470円
D5		1万2,001円以上1万 6,200円以下	5,500円	550円
D6	世帯	1万6,201円以上2万	6,250円	630円

	1, 0 0 0円以下		
D 7	2万1, 0 0 1円以上4万 6, 2 0 0円以下	8, 1 0 0円	8 1 0円
D 8	4万6, 2 0 1円以上6万円 以下	9, 3 5 0円	9 4 0円
D 9	6万1円以上7万8, 0 0 0 円以下	1万1, 5 5 0円	1, 1 6 0円
D 1 0	7万8, 0 0 1円以上10万 5 0 0円以下	1万3, 7 5 0円	1, 3 8 0円
D 1 1	10万5 0 1円以上19万 円以下	1万7, 8 5 0円	1, 7 9 0円
D 1 2	19万1円以上29万9, 5 0 0円以下	2万2, 0 0 0円	2, 2 0 0円
D 1 3	29万9, 5 0 1円以上83 万1, 9 0 0円以下	2万6, 1 5 0円	2, 6 2 0円
D 1 4	83万1, 9 0 1円以上14 6万7, 0 0 0円以下	4万3 5 0円	4, 0 4 0円
D 1 5	146万7, 0 0 1円以上1 63万2, 0 0 0円以下	4万2, 5 0 0円	4, 2 5 0円
D 1 6	163万2, 0 0 1円以上2 30万2, 9 0 0円以下	5万1, 4 5 0円	5, 1 5 0円
D 1 7	230万2, 9 0 1円以上3 11万7, 0 0 0円以下	6万1, 2 5 0円	6, 1 3 0円
D 1 8	311万7, 0 0 1円以上4 17万3, 0 0 0円以下	7万1, 9 0 0円	7, 1 9 0円
D 1 9	417万3, 0 0 1円以上	全額	左の利用者負担 基準月額の1 0%。ただし、そ の額が8, 5 6 0 円に満たない場

## 備考

- 1 「市町村民税非課税世帯」とは、当該年度（7月1日から翌年の6月30日までをいう。）において、市町村民税が課税されていない世帯（地方税法（昭和25年法律第226号）第323条により免除されている場合を含む。）をいう。
- 2 この表の「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に添付された旧所得税額計算シートによって計算された所得税の額（第5条の規定による申請が1月1日から6月30日までの間に行われる場合は前々年分の、7月1日から12月31日までの間に行われる場合は前年分の所得税の額をいう。）をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
  - (1) 所得税法第78条第1項及び第2項（同項第2号及び第3号にあっては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで
  - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項
  - (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
  - (4) 所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項
- 3 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 4 災害等により前年度と当該年度との所得に著しい変動があったと市長が認める場合の利用者負担基準月額は、その状況等を勘案して市長が定める額とする。
- 5 B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、児童

福祉法による保育所運営費国庫負担金について（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3(3)に準じて、A階層と同様の取扱いとする。

- 6 A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の小児慢性特定疾病児童等が同時にこの表の利用者負担基準月額を適用を受ける場合は、その月の利用者負担基準月額が最も多額である小児慢性特定疾病児童等以外の小児慢性特定疾病児童等については、同表に定める利用者負担基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。
- 7 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの間は、前年度の市町村民税によるものとする。
- 8 世帯階層区分の認定は、小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に当該児童等を扶養している者の所得税等の課税の有無により行う。
- 9 小児慢性特定疾病児童等に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童等の扶養義務者がいないときは、利用者負担基準月額の決定は行わないものとする。ただし、当該児童等本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて利用者負担基準月額を決定するものとする。
- 10 「小児慢性特定疾病児童等の属する世帯」とは、小児慢性特定疾病児童等と生計を一にする消費経済上の一単位を指すものとする。
- 11 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものとする。ただし、小児慢性特定疾病児童等と世帯を一にしない扶養義務者については、現に当該児童等に対して扶養を履行している者のほかは、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。
- 12 毎年度のこの表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。
- 13 この表において「全額」とあるのは、小児慢性特定疾病児童等の措置に要した費用について、給付決定者が業者に支払う額は、当該費用の総額を超えないものとする。

様式第1号（第5条関係）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書

年 月 日

熱海市長 あて

住所  
申請者 氏名 印  
給付対象者との続柄  
電話番号

次のとおり、熱海市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱第5条の規定により、用具の給付を受けたいので申請します。

また、給付の決定に関して、受給資格の有無及び私の世帯全員の所得について調査することを承諾します。

対象者	氏名		男・女	生年月日	年 月 日生（歳）		
	個人番号						
	住所						
	疾病名						
世帯の状況	氏名	個人番号	対象者との続柄	生年月日	備考(対象者に対する介護の状況等)		
給付を希望する理由							
希望する事業者名							
現在の住まいの状況		住宅	1 自宅 2 借家（貸主の諾否）	浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便器	1 和式 2 洋式 3 携帯用
現在の介護の状況	入浴	1 他人の介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともして いない 4 自分でできる	排便	1 他人の介助が必要 2 便器（携帯用）使用 3 自分でできる	移動	1 車いす使用 2 他人の介助が必要 （一部、全部） 3 自分でできる	
給付を受けたい用具の名称					希望する型式、規模等		
給付上特に希望する事項							

様式第2号(第6条関係)

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券						
① 給付番号	第	号	② 給付券発行 年 月 日	年	月	日
③ 対象者氏名			④ 生年月日	年	月	日生 ( 歳)
⑤ 居 住 地						
⑥ 保護者氏名			⑦ 対象者との続 柄			
⑧ 給付する用 具名(型式 規模等)	⑨ 価 格	円	⑩ 扶 養 義 務 者 が 支 払 う べき額	円	⑪ 公 費 負 担 額	円
⑫ 納入業者名			⑬ 納入業者の 住 所	(電話)		
⑭ この券の有 効期限	受給者が業者に提 示する期限	年	月	日	業者の公 費支払請 求期限	年 月 日
上記のとおり決定する。 年 月 日 熱海市長						
⑮ 業者の納付 した日	年	月	日	⑯ 扶養義務 者より受 領した額	円	⑰ 受領業者 名及び年 月日
⑱ 用具受領 保護者名	印		⑲ 検収者	職名 氏名 印		
⑳ その他 特記事項						

備考 本表は、①～⑭、⑲は市町村、⑮～⑰は納付した業者が記入すること。

⑱は保護者が記入すること。



様式第1号 (第5条関係)

(平27告示31・平28告示37・一部改正・平28告示82)

様式第2号 (第6条関係)

(平27告示31・一部改正、平28告示37・旧様式第3号繰上・一部改正)

様式第3号 (第11条関係)

(平27告示31・一部改正、平28告示37・旧様式第5号繰上・一部改正)

